



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

～平成26年9月5日発行～

平成26年度全国労働衛生週間について

全国労働衛生週間は、労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年に初めて実施されて以来、今年で第65回を迎えます。

現状

- ハローワーク長崎管内の平成26年1～7月までの労働災害281件発生
- 県内の平成25年度自殺者数313人、うち「被雇用者・勤め人」85人、自殺の原因・動機が特定された者のうち「勤務問題」が原因・動機の一つとなっている者35人(警察庁統計)
- メンタルヘルス上の理由による休業や退職
- 定期健康診断(県内)の結果、何らかの所見がある労働者の割合58.9%(平成25年度)

職場におけるメンタルヘルスの対策をはじめとした従業員に対する健康管理がより重要

全国労働衛生週間を契機に、労働者の健康管理や職場改善など、労働衛生に関する意識を高め、自主的な労働衛生活動に取り組みましょう。

スローガン

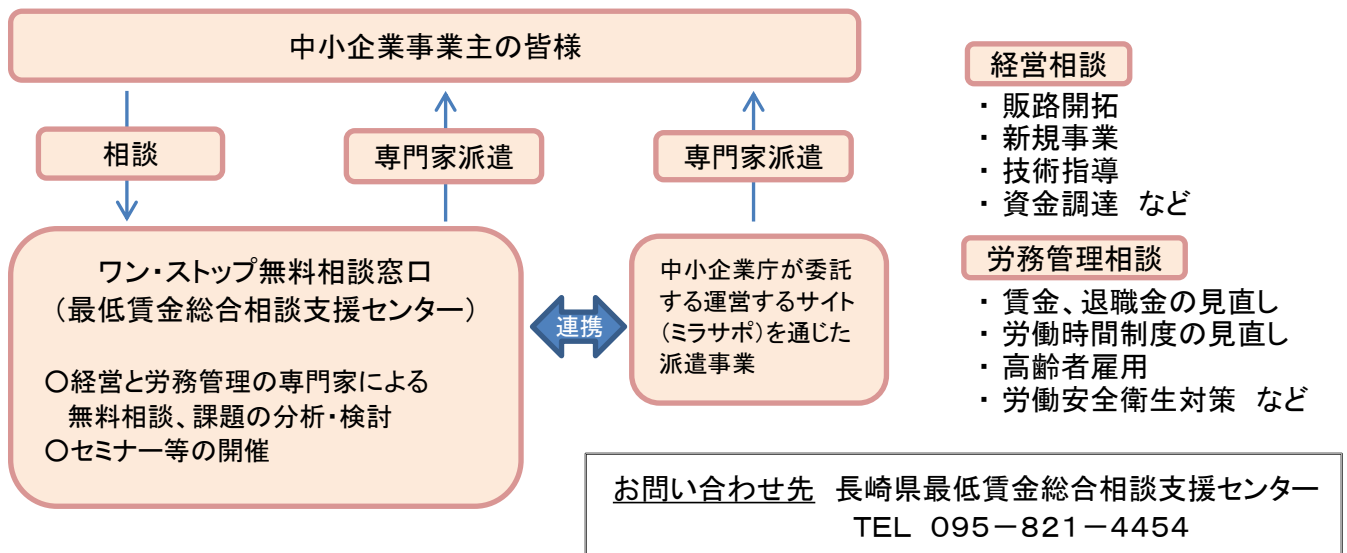
みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理

実施期間 : 平成26年10月1日(水)～10月7日(火)
 (準備期間) : 平成26年9月1日(月)～9月30日(火)
 主唱者 : 厚生労働省・中央労働災害防止協会



最低賃金ワン・ストップ無料相談

悩める経営者のチカラになります。
中小企業事業主の悩みについて専門家が無料でワンストップサポートします。



地域人づくり事業を募集します！

長崎県では、新入社員の定着率向上や非正規社員の正規化など、従業員の処遇改善に取り組む企業を支援します。

下記事業を検討している県内の中小企業、NPO法人、経済団体等からの事業提案を募集します。

募集期限：平成26年9月30日(火)17時まで(必着)

選考された事業を長崎県が提案者に業務委託して実施します。

(事業概要)

- 生産性向上、販路拡大、新分野進出等により売上や利益を増大させ、処遇改善(新入社員の定着率向上、非正規社員の正規化、賃金引上げ等)に必要な原資を生み出す取組みを支援します。
- 新入社員や管理職向けに意識改革や労務改善等の研修等を行い、新入社員の定着率向上を目指す取組みを支援します。
- 従業員の資格取得を促進することにより、新入社員の定着率向上、非正規従業員の正規化、賃金引上げに結びつける取組みを支援します。
- 支援団体等が複数の中小企業等の従業員の処遇改善のために行う取組も対象となります。

詳しくはこちら ↓

<http://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/158413.html>

お問い合わせ先 長崎県緊急雇用対策室
TEL 095-895-2731



魅力ある職場づくりのために就業規則を整備しましょう！

長崎県では、就業規則の作成・改正のための支援制度を設けています。働く人がその能力を十分発揮できる、魅力ある職場づくりを目指し、職場環境や労働条件をひとつひとつ見直すことから始めてみませんか。

【支援内容】

1. 就業規則アドバイザー派遣事業

アドバイザー(社会保険労務士)を派遣し、就業規則の作成や改正に関する訪問指導を無料で行います。

2. 就業規則作成のための研修会

(内 容) 就業規則作成の必要性、作成上の留意点など
(対象者) 中小企業事業主、人事・労務担当者など

詳しくはこちら ↓

<http://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/24400.html>

お問い合わせ先 長崎県雇用労働政策課
TEL 095-895-2714



働く方のトラブル解決のために「休日相談」を開催します！

県の労働委員会では、働く方と会社との間の紛争解決のためのあっせんを行っており、10月を『「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間』と定め、その一環として県労働相談情報センターと連携して「休日相談」を開催します。当日は、労働相談のほか、あっせん制度の説明も行います。

- 日時 平成26年10月4日(土)、18日(土) 午前9時30分～午後4時30分(受付時間)
- 会場 長崎市江戸町6-5(江戸町センタービル7階 労働委員会会議室)
 当日の電話連絡先:095-822-2398
 当日以外の電話連絡先 フリーダイヤル 0120-783-258(携帯可)
 ※電話相談も受け付けています。
- 費用 相談・あっせんとも無料



お問い合わせ先 長崎県労働委員会事務局
 TEL095-822-2398

従業員や経営者のための退職金制度です！

従業員や経営者のための国の退職金制度です。
 退職後の確かな安心のために上手に活用しましょう！

	中小企業退職金共済制度 (従業員の退職金制度)	小規模企業共済制度 (経営者の退職金制度)
対象となる方	次のいずれに該当する中小企業 ①一般業種(下記以外の業種) 常用従業員300人以下または 資本金・出資金3億円以下 ②卸売業 常用従業員100人以下または 資本金・出資金1億円以下 ③サービス業 常用従業員100人以下または 資本金・出資金5,000万円以下 ④小売業 常用従業員50人以下または 資本金・出資金5,000万円以下 ※原則として、従業員は全員加入	次のいずれに該当する方 ① 常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、卸売・小売業では5人以下)の個人事業主及び会社の役員 ② 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員 ③ 常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員 ④ 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の役員 ⑤ 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)
月額掛金	○5,000円～30,000円(16区分から設定) ※従業員ごとに選択可 ○国が掛金の一部助成 ○全額非課税	○1,000円～70,000円(500円単位)で自由に設定 ○全額が「小規模企業共済等掛金控除」として控除
申込先	最寄りの金融機関及び委託事業主団体	最寄りの金融機関及び委託事業主団体
実施団体	独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	独立行政法人中小企業基盤整備機構
詳しくはこちらまで ⇒	http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/	http://www.smri.go.jp/skyosai/